

TAC建築士講座 無料セミナー

法規の得点アップの秘訣

建築士の学科試験において、「法規を制するものは建築士試験を制する」と言っても過言ではありません。

一級建築士であれば、5科目の総得点で合格基準点の目安90点、目標100点を取るためのポイントは、「法規と構造で最低45点、目標50点を取る」ことです。この2科目で総得点の半分を取らないと残り3科目での挽回はなかなかできません。

今回説明する「法規の得点アップの秘訣」の全体像を示すと次のようになります。

1. 条文の読解力アップ

- (1) 条文の読解力アップのポイント
- (2) 条文を読みやすくする線引きの工夫
 - ・TAC線引き見本
 - ・[] を付けてまとまりを明確にする
 - ・ソフトオレンジ・ソフトブルーマーカーの活用
- (3) ひとまとまりの用語として理解するべきもの
- (4) 「及び・並びに」の使い分け、「又は・若しくは」の使い分け
- (5) 条文構成の模式化する

2. 条文をすばやく引く

- (1) インデックスシールの活用
- (2) 法令の全体構造を理解するための目次の活用

3. 内容をできるだけ覚える

- (1) 面積、高さ、階数
- (2) 容積率、建蔽率、高さ制限の計算問題の流れ
- (3) 内装制限
- (4) 構造計算
- (5) 200㎡以内の共同住宅の住戸は諸々の緩和がある

4. 法規の勉強方法**5. 本試験で制限時間内に解き終えるために****6. 最後に**

1 条文の読解力アップ

(1) 条文の読解力アップのポイント

読解力アップのポイント

文章の構成を理解するためのポイント

Point 1 かつこ書を飛ばして読む

Point 2 本文の主語と述語を意識する

Point 3 並列(及び・並びに)
and 大きいくり
選択(又は・若しくは)を意識する
or 小さいくり

Point 4 列挙(並列・選択)され、横並びになっているものは何かを意識する
【例】「～な場合 又は」という文章の後には「～な場合」が来るので、それを探す。

Point 5 ただし書やかっこ書による除外に注意する

(2) 条文を読みやすくする線引きの工夫

TAC法令集「建築基準関係法令集」では、線引き見本を次のURLで公開しています。

<https://bookstore.tac-school.co.jp/kenchiku2023/>

ここでは特に次の2点をアドバイスをしたいと思います。

① 条文に〔 〕を付けてまとまりを明確にする

【壁面線による建築制限】

第47条 建築物の壁若しくはこれに代る柱又は高さ2mをこえる門若しくはへいは、壁面線を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものについては、この限りでない。

上記は建築基準法47条（壁面線による建築制限）の例です。

〔 〕を付けることにより、「高さ2mをこえる」という条件は門とへいが対象であり、壁と柱は高さにかかわらないことが一目瞭然です。

また、ただし書の部分では、歩廊の柱が壁面線を超えときには「特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可」することが必要であることや、地盤面下の部分はその条件の対象ではないことが一目瞭然になります。

②ソフトオレンジ・ソフトブルーマーカーの活用

読解力アップのポイントの一つである「かっこ書を飛ばして読む」ために、複雑な条文では本文にソフトオレンジなどの淡いマーカーをするのがお勧めです。ただし書ではソフトブルーのマーカーがおすすめです。

(令2条1項二号の「建築面積」の定義の本文に淡いマーカーを引いた例)

二 **建築面積** **建築物** (地階で地盤面上1 m以下にある部分を除く。以下この号において同じ。)の**外壁又はこれに代わる柱の中心線**(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1 m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1 m後退した線)で囲まれた部分の**水平投影面積**による。

(3) ひとまとまりの用語として理解するべきもの

長い条文や長い試験問題の中には、「ひとまとまりの用語として理解するべきもの」が含まれていることが多いです。

例えば次のようなものです。

- ・「日影による中高層の建築物の高さの制限」

→ 日影規制のこと (法56条の2)

- ・「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度」

→ 絶対高さの制限のこと (法55条)

- ・「容積率の算定の基礎となる延べ面積」

→ 容積率(延べ面積/敷地面積)を算定するときの分子になる延べ面積のこと。容積率を算定するときだけ右のように算入しないものがあります。(法52条)

★ポイント★

「容積率の算定の基礎となる延べ面積」に算入しないもの

①令2条1項四号イ～ハ、同条3項

(自動車車庫等部分など)

②法52条3項

(地階の住宅・老人ホーム等の1/3まで)

③法52条6項

(E V 昇降路、共同住宅・老人ホーム等の共用の廊下・階段)

(4)「及び・並びに」の使い分け、「又は・若しくは」の使い分け

複雑な条文を理解するときに威力を発揮するのが次のルールです。

法令用語	
及び並びに 英語の「and」	①基本は「及び」 A及びB A、B及びC ②大小のくくりがある場合は 大きいほうに「並びに」を用いる A並びに（B、C及びD）
又は若しくは 英語の「or」	①基本は「又は」 A又はB A、B又はC ②大小のくくりがある場合は 小さいほうに「若しくは」を用いる A又は（B、C若しくはD）
奈良大 「並びに」は大きく・「若しくは」は小さく 弱小	

参考

原則の「及び」と「又は」は1回だけ使う。それ以外は全て補助としての「並びに」と「若しくは」を使う。

・（（A**及び**B）並びにC）並びにD

原則のand

最も小さい小括弧に使う

・（（A**若しくは**B）**若しくは**C）

又はD

原則のor

最も大きい大括弧に使う

- ・英語で言う「and（両方）」には「及び」を使い、「or（どちらか）」には「又は」を使うのが原則です。
- ・列記するものの最後に「及び」や「又は」を使います。3つを列記する場合は「A、B及びC」であって、決して「A及びB及びC」や「A及びB、C」とはなりません。
- ・補助的に使う「並びに」や「若しくは」が出てきたら、大小のくくりがあることが分かります。大小のくくりがなければ「並びに」「若しくは」は出てきません。
- ・「and（両方）」で補助的に使う「並びに」は大きくりに使い、「or（どちらか）」で補助的に使う「若しくは」は小さくりに使うのがややこしいため、それを覚えるためのゴロ合わせが「奈良大 弱小」です。（「若」は「じゃく」とも読みます。）

この知識があると法2条一号の「建築物」の定義は次のような構成になっていることが正しく理解できます。

法2条一号「建築物」の定義 土地に定着する工作物のうち、 ①〔屋根及び（柱若しくは壁）を有するもの（略）〕、 ②〔これに附属する（門若しくは塀）〕、 ③〔観覧のための工作物〕 又は ④〔（地下若しくは高架）の工作物内に設ける事務所、店舗、 興行場、倉庫その他これらに類する施設〕 （略※）をいい、建築設備を含むものとする。	工作物 建築物
上記最後の（略※）の部分 ①〔（鉄道及び軌道）の線路敷地内の運転保安に関する施設〕 並びに ②〔跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設〕 を除く。	奈良大 「並びに」大きく・「若しくは」小さく

ポイントは次のとおりです。

- ・上記①の正しい読み方は「屋根及び（柱若しくは壁）」を有するもの」です。〔（屋根

及び柱)若しくは壁を有するもの」ではありません。つまり、屋根を有しないものは①には該当しません。

- ・ただし、全体が「①、②、③又は④」という構成になっており、①～④のいずれかに該当すれば建築物です。したがって、例えば「土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないもの(屋外スタジアム等)」は、①には該当しませんが、③に該当し、「建築物」です。

(5) 条文構成を模式化する

複雑な条文を理解するためには、模式化をするのが有効です。

例えば、建築士試験で頻出の法53条3項の建蔽率の緩和です。

まずは条文から見ていきます。

■法53条3項

- 3 前2項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあっては第1項各号に定める数値に $\frac{1}{10}$ を加えたものをもって当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあっては同項各号に定める数値に $\frac{2}{10}$ を加えたものをもって当該各号に定める数値とする。

- 一 防火地域(第1項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている地域を除く。) 内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくはロのいずれかに該当する建築物

- イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能(通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他の*1政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。ロにおいて同じ。)を有するものとして*2政令で定める建築物(以下この条及び第67条第1項において「耐火建築物等」という。)

◆*1 政令【防火戸その他の防火設備】令109条⇒

◆*2 政令【耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等】令135条の20第1項⇒

関連【延焼防止建築物】令136条の2第一号ロ⇒

- ロ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物(耐火建築物等を除く。第8項及び第67条第1項において「準耐火建築物等」

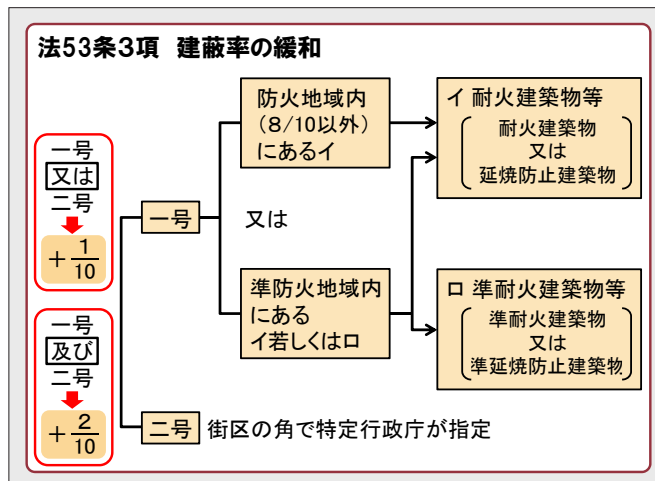
という。)

◆政令【耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等】令135条の20第2項⇒

関連【準延焼防止建築物】令136条の2第二号ロ⇒

- 二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物

これを次のように模式化するので。



2 条文をすばやく引く

引きたい条文をすばやく引くために重要なのは次の2点です。

(1) インデックスシールの活用

- ・TAC法令集のインデックスシールは、防火関係規定は赤、避難関係規定は緑などの色分けにもこだわり、また、建築基準法の単体規定、集団規定などのインデックスシールがそれぞれ1列ですべて見渡せ、重ならないようにするなどの工夫をしています。
- ・TAC法令集では、法令集の上辺にあいうえお順のインデックスシールを付け、見付けにくい用語をすばやく引ける工夫をしています。特に試験問題でよく出る「特定避難時間」、「特定防火設備」などの「特定…」に関する用語も1列にまとめています。
- ・折に触れてインデックスシールの内容を確認するのが有効です。せっかくインデックスシールが貼ってあるのにそれを忘れていたということがないように。

(2) 法令の全体構造を理解するための目次の活用

一通りの学習を終えた後に目次で章の構成、節の構成、条文の構成をよく見てみると、法令の全体構造が理解でき、条文の場所が分かるようになります。

3 内容をできるだけ覚える

法規の出題の答えは法令集にすべて載っているわけですが、試験会場で問題のすべてを法令集で調べて、条文を解釈している時間はありません。したがって、普段の勉強において、法規の内容はできるだけ覚えることが重要です。

具体的な例をいくつか挙げていきます。

(1) 面積、高さ、階数 (令2条)

面積、高さ、階数において、次表の内容、特に「容積率の算定の基礎となる延べ面積」は、屋上部分、地階部分が建築面積の1/8以下であっても算入されるということは整理して覚えておくべき内容です。

面積、高さ、階数のポイント			
	容積率の算定の基礎となる延べ面積	高 さ	階 数
自動車庫・ 備蓄倉庫等	延べ面積の 1/5～1/100 まで算入しない	算 入	算 入
屋上部分 (昇降機塔等)	算 入	建築面積の 1/8以下の場合 は算入しない。 (12or5mまで)	建築面積の 1/8以下の場合 は算入しない。
地階部分 (倉庫、機械室 等に限る)	算 入	—	建築面積の 1/8以下の場合 は算入しない。

- ・令2条四号 (延べ面積)
- ・令2条六号 (建築物の高さ)
- ・令2条八号 (階数)

★注意★

地階に防災センター (居室) がある場合は面積にかかわらず地階に算入される。

※避雷設備、北側斜線制限などを検討する場合を除く

(2) 容積率、建蔽率、高さ制限の計算問題の流れ (法52条、53条、56条)

容積率、建蔽率、高さ制限の計算問題は流れを覚えておいて、法令集を見るのは数値の確認だけ、例えば、前面道路幅員による容積率を求めるときの係数である4/10、6/10や、高さ制限の勾配などの数値を確認するためだけにしないといけません。

(3) 内装制限 (令128条の3の2、令128条の4、令128条の5)

内装制限の条文は煩雑ですが、ポイントは次表のように整理することができ、頑張れば覚えらる内容です。正確に覚えられなかったとしても、少なくとも正しい・誤りのアタリは付けられるようになります。

内装制限を受ける建築物

令128条の3の2	無窓居室		⇒
令128条の4	1項	特殊建築物	⇒
		一号 法別表1(1)(2)(4)項	⇒
		二号 自動車庫等	⇒
		三号 地階の特殊建築物	⇒
	2項	大規模建築物	⇒
	3項	階数3以上 500㎡超 階数2 1,000㎡超 階数1 3,000㎡超	⇒
	4項	火気使用室	⇒

内装の仕上げ

令128条の5	居室(又は当該部分)	通路
5項	準不燃以上	準不燃以上
1項	難燃以上 (※) (壁1.2m以下除く)	準不燃以上
2項	準不燃以上	準不燃以上
3項	準不燃以上	準不燃以上
4項	難燃以上 (壁1.2m以下除く)	準不燃以上
6項	準不燃以上	—

※3階建て以上の建築物の居室の天井は準不燃材料等

内装制限のポイント

①通路はすべて「準不燃以上」が求められている。

②内装制限では「不燃材料とした。」「準不燃材料とした。」という設問は、条文を見るまでもなく正しい。

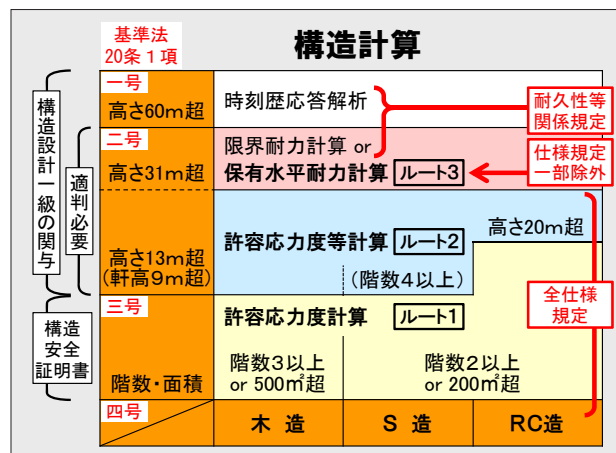
③「学校等」は、内装制限を受けない。ただし、博物館、美術館、図書館は「学校等」に含まれず、令128条の4第2項、3項の規模に該当すれば内装制限を受ける。

「学校等」が出てくるところは次の3つ。

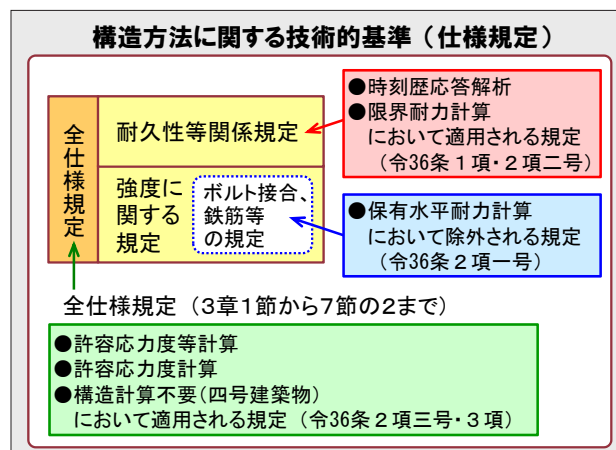
- ・令126条の2第1項二号（排煙設備）
- ・令126条の4第三号（非常用の照明装置）
- ・令128条の4第2項・3項 → 令128条の5第4項（内装制限）

(4) 構造計算（法20条、令81条、令36条等）

構造種別・規模ごとに必要な構造計算、仕様規定、構造設計一級建築士の関与、適判の有無、構造安全証明書の有無についての条文は煩雑ですので、科目「構造」のためにも覚えておきたい内容です。



また、それぞれの構造計算を行ったときに適合させるべき仕様規定は次のように整理することができます。



(5) 200㎡以内の共同住宅の住戸は諸々の緩和がある

200㎡以内の共同住宅の住戸は、次の規定で緩和があります。

- ・ 高層区画（令112条10項）
- ・ 堅穴区画（令112条11項二号）
- ・ 避難階段の設置（令122条）
- ・ 排煙設備の設置（令126条の2）
- ・ 内装制限（令128条の5第1項）

これも覚えておくと正しい・誤りのアタリが付く試験のテクニックです。

4 法規の勉強方法

法規の勉強でも他の科目と同様に問題集の実施が中心になりますが、設問と法令集の字面を見比べるだけの学習では法規の得点アップはできません。

問題集実施上の注意点は次のとおりです。

(1) 設問を読むときの注意点

設問を読んですぐに法令集に飛び付かない。設問の意味を考え、意味を理解しようと努力する。

(2) 法令集を見るとき注意点

- ・ 法令集を見ないで判断できる設問ならば、法令集は見ない。
- ・ あてずっぽうで条文を探さない。
- ・ 「この条文はきっとこの辺りにある」という確信又は予想を立ててから法令集を見る。

(3) 解説を見るとき注意点

解説に書いてある条文番号を見て、そこを開くだけの学習ではダメ。

どうしたらその条文にたどり着けるか考える。

- ・ インデックスシールを使う。
- ・ 目次を使う。
- ・ 法令集の全体構造を理解する。

(4) 最後にもう一度、設問の意味を考え、覚える努力をする

もちろん、細かい数値を覚える必要はない。

5 本試験で制限時間内に解き終えるために

本試験で設問のすべてを法令集で調べている時間はまったくありません。

一級建築士試験では、一つの設問で調べることができるのは、多くて設問肢2つまでです。

「本試験での解答時間短縮」の具体的な方法と、そのために必要な「普段の勉強」のポイントは次のとおりです。

(1) 本試験での解答時間短縮について

法規では「誤っているもの」を選択する問題がほとんどですが、各選択肢を「誤りの可能性」等の点から次の4つに分類したとき、次のようなイメージで問題を解いていくことが、本試験の制限時間内で解き終えるためのポイントです。

特に表の3の選択肢の解き方を間違えると制限時間内では終わらないので、要注意！

選択肢の4つの分類	本試験での解き方	備考
1. 暗記している内容で「誤り」を確信できる選択肢	それを法令集で調べずに解答として、それ以降の選択肢は見ずに次の問題に移る。	それ以降の選択肢を見ていると時間が無くなる。
2. 「多分この肢が誤りだろう」と強く思える選択肢	それを法令集で調べて、「誤り」であることを確認して、それ以降の選択肢は見ずに次の問題に移る。	
3. 「この肢が誤りかもしれない」と思う選択肢や、「条文の場所は分かるが、誤りが見当が付かない」という選択肢（こういう選択肢が多い）	①そのような選択肢を1肢ごとに法令集で調べず、 まずはそれ以降の選択肢も一通り見る。 ②すべての選択肢を一通り見て、「誤り」の 第一候補 を法令集で調べる。 ③もしも第一候補が外れた場合は、 第二候補 を調べる。 ④もしも第二候補も外れた場合は、 第三候補 を調べずに、その問題は飛ばして次の問題に移る。	・これを1肢ごとに法令集で調べると時間が無くなる。 ・それ以降の選択肢の中にもっと「誤り」の可能性が高い 選択肢があることがあるため、一通り見る ことが有効。 ・左記④の補足 選択肢を3つも法令集で調べている時間はない。 第二候補も外れるような場合は、勉強量が足りなかったか、若しくは、その問題は難しい。
4. 条文の場所の見当が付かない選択肢	法令集で調べない。あてずっぽうで条文を探している時間はない。	

本試験での解答時間短縮のポイントは「多分この肢が誤りだろう」「この肢が誤りかもしれない」という絞り込みができること、そしてその勘所が当たること！

そのためには問題集の実施あるのみ！

(1) 本試験での解答時間短縮のための「普段の勉強」におけるポイント

本試験では上記のように短時間で解かなければなりません、普段の勉強では、逆に、どうしたら本試験で早く解けるようになるかを「じっくり」考えることが重要です。

具体的には解答時間短縮のために、次のような対策を「じっくり」行うことが大事です。

①過去問を理解して覚える。

完全に覚えきれない場合であっても「多分この肢が誤りだろう」「この肢が誤りかもしれない」という勘所が効くようにすることが大事。

②線引きを工夫して、条文の内容が一目で分かるようにする。

③インデックスシールを工夫して、条文の場所に早くたどり着けるようにする。

④法から施行令に飛んでいる部分を直接施行令に飛べるようにする。

⑤電車の中も有効活用する。

「過去問を理解して覚える」ためには、必ずしも法令集は必要ない。したがって、電車の中なども有効に使える。自宅などでじっくり法令集を見ながら解いた問題の結果を覚えるために、翌日の電車の中で復習することも効果的。

6 最後に

合格者の共通点として「最初は条文を理解するためにじっくり時間をかけ、試験直前は法令集をほとんど見ないで暗記で解答していく」傾向があります。

一度きちんと理解すれば覚えやすくなるため、どんどん時間も短縮し、得点もアップします。

さらに何と言っても覚えられるぐらい問題集を繰り返し実施しているということです。

一級建築士学科試験には5科目ありますが、その中で実務に直結して役に立つのは間違いなく法規だと思います。

実務のためにも法規をしっかり理解してください。そのためにも設問と法令集の字面を見比べるだけの学習ではもったいないです。

時間をかければかけただけ法規は得点に直結しますので、法規で得点アップして合格に一步も二歩も近づきましょう。